



4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について ～3月の助成内容が6月末まで延長される～

厚生労働省は、2月25日、本年3月末までとしていた雇用調整助成金の特例措置等（※1）の助成内容を4月から6月末まで延長すると発表した。

地域特例（※2）と業況特例（※3）は現行の内容が6月末まで延長されるが、原則的な措置は、中小企業、大企業ともに日額上限が13,500円（2021年12月まで）、11,000円（2022年1、2月）、9,000円（3月）と段階的に縮小されており、4月から6月末までについても9,000円が維持される。7月以降の取扱いは雇用情勢を見極めながら検討され、5月中に発表される。

休業や在籍出向によって雇用維持に努めてきた加盟組合の一部で、長期化する新型コロナの影響によって需要が回復せず、今後の売上が見通せないとして、工場閉鎖や希望退職募集など雇用に関わる合理化が発生している。加盟組合は引き続き今後の需要動向や業績見通しなどについて労使協議を通じて把握し、経営チェックの強化をはかる必要がある。

- （※1）雇用調整助成金に加え、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- （※2）緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、時短等に協力する企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率8割（解雇等を行わない企業は10割）、日額上限15,000円
- （※3）売上等が前年、前々年（2022年1月以降は3年前も）に比べ3割以上減少している企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率8割（解雇等を行わない企業は10割）、日額上限15,000円

（別紙）

- ・厚生労働省「雇用調整助成金等・休業支援金等の4月～6月までの助成内容」

（政策局 蒔苗）

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

休業支援金等

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。